

○ 被害者連絡実施要領の制定について（通達甲）

令和5年5月29日

刑企発第224号

この要領は、身体犯、重大な交通事故事件及び本部長又は署長が必要と認める事件（触法少年事件を含む。）の被害者及びその家族又は遺族に対し、捜査状況等についての確実な連絡を期するため、連絡内容、連絡体制等について定めたものです。